

米沢市いじめ防止基本方針

米沢市教育委員会

平成30年5月

目 次

はじめに

第1章 いじめ問題に対する基本的な考え方

1 目的	1
2 いじめの定義	1
3 関係者の責務と役割	2
(1) 米沢市および米沢市教育委員会の責務	
(2) 学校および教職員の責務	
(3) 保護者の責務	
(4) 市民・地域社会の責務	
4 いじめ問題への組織的な対応	3
(1) 米沢市いじめ問題対策連絡協議会	
(2) 教育委員会の附属機関「米沢市いじめ問題専門委員会」	
(3) 市長の附属機関「米沢市いじめ重大事態再調査委員会」	
(4) 学校に置く「いじめの防止等の対策のための組織」	
5 関係機関等との連携	4
(1) 警察、児童相談所、医療機関、法務局米沢支局等との連携	
(2) 市関係課、関係団体との連携	
(3) 学校相互間の連携協力体制の整備	
(4) 県教育委員会との連携	

第2章 いじめの防止等のための対策

1 未然防止の取組	5
(1) 幼小中連携教育推進による未然防止の取組	
(2) 学校訪問による情報や課題の共有	
(3) 教育相談員、スクールカウンセラーの配置	
(4) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進	
(5) 教職員の資質・能力の向上	
(6) 保護者・地域との連携	
2 早期発見の取組	6
(1) 早期発見のための基本的な考え方	
(2) 早期発見のための具体的な取組の推進	
3 いじめ発生時の対応	7

- (1) いじめ対応の基本的な流れ
- (2) いじめ発見時の緊急対応
- (3) いじめを認知した場合の対応

第3章 インターネット上のいじめへの対応

1	インターネット上のいじめの実態	10
	(1) インターネット上のいじめの特徴	
	(2) インターネット上のいじめの種類	
2	インターネット上のいじめの未然防止	12
	(1) 情報モラル教育の徹底と教員の指導力の向上	
	(2) 家庭・地域、PTAとの連携	
3	早期発見・早期対応	13
	(1) 早期発見の取組	
	(2) 早期対応の取組	

第4章 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒の対応

1	発達障がいを含む障がいのある児童生徒	14
2	海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒	14
3	性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒	14
4	被災児童生徒	15

第5章 重大事態への対応

1	基本的な対処の構造	15
2	教育委員会又は学校による対処	15
	(1) 重大事態の発生と調査	
	(2) 調査結果の提供および報告	
3	調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置	17
	(1) 再調査	
	(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	

第6章 点検・評価と不断の見直し

1	いじめ問題に係る点検・評価の基本的な考え方	18
2	教育委員会が行う点検・評価	18
3	学校における点検・評価	18
4	市基本方針の見直し	18

米沢市いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を奪う行為であり、その心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与えるものであり、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

子どもは、かけがえのない存在である。教育の目的は「人格の形成」であり、学校は子どもたちに「自他の生命の尊さ」や、「人間としての生き方」の自覚を促し、育てていく場でなければならない。

米沢市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年10月11日策定、平成29年3月14日改訂、以下「法」という。）に基づき、本市の児童生徒の人権や尊厳を保持するため、市、学校、家庭、地域住民、その他関係者が連携を図りながら、より実効的にいじめ防止対策を推進するための取り組みを定めるものである。

第1章 いじめ問題に対する基本的な考え方

1 目的

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目的として行われなければならない。

また、大人がいじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、人権侵害にあたる問題であることについて、児童生徒と大人が十分に理解できるようにすることを目的としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命および心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市、学校、家庭、地域住民、その他の関係者が連携していじめ問題を克服することをめざして行われなければならない。

このため市基本方針は、いじめの未然防止、早期発見、適切な対応などについて、学校、家庭、地域、関係機関が連携を図りながら、より実効的に進めるための取組を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、スポーツ少年団等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの

人的関係を指す。また、「物理的影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いによるものであっても、見えないうところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

その際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

また好意で行った行為が、意図せずに相手に苦痛を感じさせてしまった場合であっても、法が定義するいじめに該当することがあるため、校内組織において情報共有することが必要である。ただし、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

なお、インターネット上で悪口を書かれていても、当該児童生徒がそのことを知らずにいて、心身の苦痛を感じる等に至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

<いじめの態様>

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品を要求される。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 関係者の責務と役割

(1) 米沢市および米沢市教育委員会の責務

市基本方針に基づき、市が設置する学校におけるいじめ防止等のための施策を策定し、必要な措置を講ずる。

(2) 学校および教職員の責務

- ① 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定し、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組む。
- ② いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため、組織的に適切かつ迅速に対処する。

③教職員は、いじめ問題に対して次のような基本認識を持つ。

ア 「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こりうる」との共通認識を持つ。

イ いじめの定義の共通認識をしっかりとしておく。

※ 当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

ウ いじめの態様についての共通認識をしっかりとしておく。

エ 担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。

(3) 保護者の責務

①子の教育について第一義的責任を有し、子に規範意識を養うよう努める。

②子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。

③子がいじめの加害者となったときは、いじめ行為を行わないよう指導する。

④学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

(4) 市民・地域社会の責務

①地域ぐるみで児童生徒を見守り、健やかに成長できる環境づくりに努める。

②いじめを発見した場合には、学校、関係機関等に速やかに通報するよう努める。

③学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

4 いじめ問題等への組織的な対応

(1) 米沢市いじめ問題対策連絡協議会

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図り、市基本方針を推進するため、「米沢市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会は、関係行政機関の職員、学校関係者、PTA代表、その他必要と認める者で構成し、いじめ防止等のために有効な対策及び連携の強化、いじめ防止等を目的とした啓発活動の促進等について協議する。

(2) 教育委員会の附属機関「米沢市いじめ問題専門委員会」

教育委員会は、市基本方針に基づくいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、「米沢市いじめ問題専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

専門委員会は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識および経験を有する第三者で構成し、公平性、中立性が保たれるよう努める。また、いじめ防止のための必要な対策に関することの審議および重大事態への対処（法第28条1項に基づく調査）等を行う。

(3) 市の附属機関「米沢市いじめ重大事態再調査委員会」

市は、小中学校に重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、

市長が必要と認めるとき、当該重大事態の調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。この再調査のため、「米沢市いじめ重大事態再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

再調査委員会は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識および経験を有する第三者で構成し、公平性、中立性が保たれるよう努める。

（４）学校に置く「いじめの防止等の対策のための組織」

学校は、当該学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置く。

より実効的ないじめ問題の解決に資するため、この組織には、複数の教職員、学校に配置されているスクールカウンセラー、教育相談員をはじめ、学校評価に係る委員（学校評議員等）、民生委員、児童委員など地域内の人材に参加を求める。

＜「いじめの防止等の対策のための組織」が中核となって担う役割＞

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等
 - ア いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
 - イ 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自尊感情が高められるようにする。
- ②いじめの相談・通報の窓口としての対応
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応

5 関係機関との連携

（１）警察、児童相談所、医療機関、法務局米沢支局等との連携

市は、いじめの防止等のための対策が関係者の連携のもとに適切に行われるよう、関係行政機関及び医療機関との連携の強化、その他必要な体制の整備を図る。

市および学校は、米沢警察署や法務局米沢支局、児童相談所等の関係機関との適切な連携を推進する。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察と連携して対応する。また、学校警察連絡制度を活用し、平素から情報共有体制を構築しておく。

いじめ問題への対応においては、学校や教育委員会において、いじめを行う児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることができない場合には、米沢警察署、児童相談所、医療機関、法務局米沢支局等との適切な連携を行う。

また、市および学校は、教育相談の実施にあたり必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図ったり、法務局等の学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、関係機関と連携する。

(2) 市関係課、関係団体との連携

市は、いじめの防止等のための対策が効果的に行われるよう、福祉や人権に係る関係課との連携の強化、その他必要な体制の整備を図り、児童生徒や家庭の状況を多面的に理解し適切な指導支援を行う。

市および学校は、主任児童委員、民生委員児童委員及び人権擁護委員等との連携により、地域における見守りや教育力が発揮できるよう働きかける。

(3) 学校相互間の連携協力体制の整備

市は、いじめに関わった児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒またはその保護者に対する支援およびいじめを行った児童生徒に対する指導またはその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力を支援する。

(4) 県教育委員会との連携

市は、いじめ防止等に関する活動及び解決が困難な事案の支援や重大事態発生時の調査支援のために必要な場合、県教育委員会に対して「いじめ解決支援チーム」の派遣を要請し、県と連携した取組を行う。

第2章 いじめの防止等のための対策

1 未然防止の取組

(1) 「米沢市だれもが行きたくなる学校づくり」の取組

いじめ・不登校をはじめとする児童生徒の問題行動や学校不適應等に対し、日々の生徒指導や授業を核としながら、未然防止・早期発見・早期対応等を適切に行うとともに、子どもたちの良好な人間関係づくりやコミュニケーション力の育成を図るため、研修・研究・教育実践を進める。

学校においては、ミドルリーダーが中心となり、協同学習・SEL・ピアサポート等の共通実践に取り組む。また、学校環境適應感尺度「アセス」を活用し、より多面的に児童生徒の学校適應感を把握し、学校および学校以外の場面での児童生徒本人の主観的な適應感、SOSを出している子の度合いを測り、よりの確な支援の構築につなげていく。

(2) スクールカウンセラー、教育相談員、適應指導員等の配置

県の「スクールカウンセラー活用事業」および「教育相談員活用事業」により、スクールカウンセラーや教育相談員を中学校に配置し、教育相談体制の充実を図る。小学校においても、スクールカウンセラーによるカウンセリングが行えるよう活用を図る。また、市スクールガイダンスプロジェクト事業として、教育相談員や適應指導員を中学校へ、適應指導補助員を小学校へ配置し、教育相談等の充実を図る。

(3) 学校の教育活動全体における道徳教育の推進

各学校においては、校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進体制を整備し、学校教育全体を通じた道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善を推進する。

また、道徳教育の要となる道徳科の時間においては、児童生徒や地域の実態に応じて自らの課題として考え主体的に取り組む指導過程の工夫改善に努め、特に生命尊重や思いやりの気持ちを育み、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を向上させる指導の充実を図る。

(4) 教職員の資質・能力の向上

学習指導と生徒指導の充実をいじめ防止対策の両輪ととらえ、教職員の資質・能力の向上を図る。児童生徒が学習に主体的に取り組み、わかる楽しい授業づくりのための学習指導力や、児童生徒に自己存在感を与え共感的人間関係を育成し自己決定の場を与えることで、自己の可能性の開発を援助する生徒指導の能力を教職員が身につけ、あらゆる教育活動場面でそれらの能力が発揮されるようにする。

また、教職員が児童生徒の人間関係を適切にとらえ、いじめの芽を見逃さず、認知したいじめについて確実に解消していくための指導方法や、いじめの未然防止に向けた学級経営、部活動運営等の在り方について研修する機会を設定する。

(5) 保護者・地域との連携

学校は、教育活動全体を通して、自分の命の大切さと他者の命や考え方を尊重することの大切さを教え、相手を思いやる心といじめを許さない心の育成に努める。教育委員会および学校は、家庭や地域に対して、いじめ問題への理解を図り、あらゆる場面で自他の命の大切さを子どもに教えていくことの必要性を伝える。

保護者や地域は、学校の取組を理解し協力することとし、家庭教育や健全育成の取組を通じて児童生徒を見守り、かかわるよう努める。

2 早期発見の取組

(1) 早期発見のための基本的な考え方

①見えるいじめを見逃さない努力と工夫

いじめには、言葉による攻撃や叩いたり蹴ったりするなどの比較的目に見えやすいいじめがある。各学校においては、こういった目に見えるいじめ、もしくはいじめの芽と思われる行為を発見した場合、直ちにその行為をやめさせるとともに、いじめを受けた児童生徒の話をよく聴くようにする。その際、いじめを受けた側の児童生徒は、自尊心を維持するためや児童生徒間の人間関係により、いじめを受けたことを否定することもあることを十分に踏まえる。聴き取りの際には、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒との人間関係を把握し、いじめを受けた児童生徒の心情に寄り添って傾聴するようにする。

②見えにくいいじめに気づく努力と工夫

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識する。

各学校においては、いじめを受けた児童生徒の発するサインがたとえ小さくても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめを受けた児童生徒の心に寄り添いながら声をかけ、児童生徒の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認する。

また、教職員は早い段階から複数で関わるようにし、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをしたり軽視したりすることは絶対に行わない。

(2) 早期発見のための具体的な取組の推進

①校内教職員のいじめ解決に向けた情報ネットワークの強化

いじめの芽を発見した際には、その情報をいじめの防止等の対策のための組織に報告し、全教職員で情報を共有するなど、いじめ解決に向けた情報ネットワークを構築していくことが重要である。こうすることで、当該いじめに関わる児童生徒の言動を複数の教職員の目で確認し、未然防止や早期発見につなげる。

②学校・家庭・地域のネットワークづくり

発見したいじめの芽については、各学校から家庭にも連絡し、校内における対応を伝えた上で、各家庭からも指導に協力していただくよう理解を得る。

学校においては、定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせることに加え、家庭用チェックリストやいじめに関する保護者アンケートなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行う。

地域においては、PTA活動、コミュニティセンターや青少年健全育成に係る諸団体等との連携により、いじめの早期発見ができるような体制を整えるよう努める。また、地域人材の学校教育活動への参画を図る。

③いじめの実態を把握するアンケートの定期的な実施

定期的なアンケートなどにより、児童生徒の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。アンケートの実施にあたっては、児童生徒が周りの児童生徒の様子を気にせずに記入できるよう工夫したり、早期対応の観点から記名をさせたりするなどの配慮を行う。また、アンケート調査に個別面談等を行い、詳しく話を聴いていくなどの工夫に努める。

3 いじめ発生時の対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

各学校においては、日頃からアンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。また、いじめを認知した場合、躊躇なく校内におけるいじめの防止等の対策のための組織に報

告し、校長のリーダーシップのもと、①指導体制・方針、②当該いじめにかかわる児童生徒に対する具体的な指導・支援等の対応、③保護者との連携の在り方、④今後の対応や実践についての検証方法等を決定し、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、当該いじめに関わる児童生徒の保護者に連絡する。

(2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には特定の教職員が抱えこまず、速やかに校内のいじめの防止等の対策のための組織に報告し組織的に対応する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を守りぬくことを第一とし、速やかにいじめの正確な事実確認や情報共有をするとともに、校長のリーダーシップのもと指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめを受けた児童生徒から事実関係の聴取を行う際、いじめを受けた児童生徒にも責任があるという考え方があってはならない。「あなたが悪いのではない。」ということをはっきりと伝え、いじめを受けた児童生徒の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。

(3) いじめを認知した場合の対応

①いじめを受けた児童生徒及びその保護者への対応

ア いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力のもと当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。

イ いじめを受けた児童生徒への対応

いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った児童生徒を別室において指導するなど、いじめを受けた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の協力を得る。

②いじめを行った児童生徒及びその保護者への対応

ア いじめを認知した際の対応

いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったこ

とが確認された場合、いじめを行った児童生徒に対して教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また、いじめを行った児童生徒に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ いじめを行った児童生徒への対応

いじめを行った児童生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめを行った児童生徒が抱える問題やいじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該児童生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめにはさまざまな要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分にし、いじめを行った児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、必要な場合には出席停止措置を適切に行う。

③集団へのはたらきかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとはいじめを止めさせることはできなくても、だれかに知らせることが必要であることを理解させる。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

④学校と保護者が連携した指導支援

児童生徒への指導支援の方針を保護者と共有し、連携した取組を行う。家庭においては、学校の教育方針を理解することや子どもとのコミュニケーションを深めるよう努め、家庭教育が効果的に行われるよう努める。

⑤継続した指導体制の確立

いじめの解決は、いじめを行った児童生徒によるいじめを受けた児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。このため、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての児童生徒が集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

⑥いじめの「解消」の考え方

いじめが解消している状態は次の条件が満たされているものとし、解消に至るまではいじめを受けた児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保する。

<いじめが解消している状態>

○いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

○いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第3章 インターネット上のいじめへの対応

1 インターネット上のいじめの実態

(1) インターネット上のいじめの特徴

インターネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の児童生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

インターネット上のいじめには、次のような特徴がある。

①不特定多数の者から絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとな

る。

- ②インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④保護者や教師などの身近な大人が、児童生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、実態を把握することが難しい。

このようなインターネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においてもインターネット上のいじめの特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行う必要がある。

(2) インターネット上のいじめの類型

インターネット上のいじめには様々なものがあるが、手段や内容に着目して、次のように類型化できる。実際のインターネット上のいじめは、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。

①掲示板・ブログ等でのネット上のいじめ

- ア 掲示板・ブログ等への誹謗・中傷の書き込み
- イ 掲示板・ブログ等へ個人情報を無断で掲載
- ウ 特定の児童生徒になりすましてインターネット上で活動を行う

②メールでのネット上のいじめ

- ア メールを用いた特定の児童生徒に対する誹謗・中傷
- イ 複数の人物に対して送信するように促すメール（チェーンメール）による悪口や誹謗・中傷
- ウ 第三者になりすまして送るメール（なりすましメール）による誹謗・中傷

③SNSを利用したネット上のいじめ

スマートフォン等の普及に伴い、児童生徒の間にもSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）が急速に広まっている。最近の事例ではSNSを介して誹謗・中傷の書き込みを行うことや画像や動画の送信からトラブルに発展するケースが発生している。また、SNSのグループから外したり、わざと返信しなかったりするなどのやり方で、ネットワークのグループ内で「仲間はずれ」を行うなど、新たな形態のいじめが生じている。

④その他

口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、個人情報の書き込み、画像の投稿等がある。掲載された個人情報は、情報の加工が容易にできることから、さらに誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。今後もネット上のいじめは、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより、新たな形態のいじめが生じることが考えられる。

2 インターネット上のいじめの未然防止

(1) 情報モラル教育の徹底と教員の指導力の向上

各学校においては、IT機器の積極的な活用と同時に、インターネット上のいじめを予防するとともにインターネット上のトラブルに巻き込まれることを防止するために、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行う。

情報モラル教育を行う際には、学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルを取り扱う。また、情報モラル教育の指導を行うに当たっては、文部科学省で作成している指導モデルカリキュラムや教員向けWebサイト、e-ネットキャラバン等を有効に活用する。

情報モラル教育については学校全体で取り組み、指導に当たってはそれぞれの教員が、インターネット等に関する知識やインターネット上のいじめの実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図る。

インターネット上のいじめは、今後、新たな態様が発生することも考えられるため、常に最新の動向の把握に努めることとする。

(2) 家庭・地域、PTAとの連携

インターネット上のいじめについては学校の取組だけではなく、家庭や地域が連携・協力し未然防止や、早期発見・早期対応へ向けた取組を行う必要がある。

各学校においては、児童生徒のIT機器の使用状況を把握し、保護者に対して児童生徒のインターネット利用の実態を周知し、それに伴う危険性等について啓発する。併せて、保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や児童生徒のインターネット利用状況等について情報提供を行い、家庭・地域と連携してインターネット上のいじめの未然防止と早期発見・早期対応に向けた取組を推進する。

各家庭においては、子どものインターネット利用状況を把握し、ニュースや新聞記事等からインターネット上のいじめやインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努める。また、子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、制限していくこと等についてもよく話し合う。このようなペアレンタルコントロールにより、児童生徒がインターネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう指

導する。

P T Aにおいては、研修会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上げたり、学級・学年懇談会において話題にしたり、独自のアンケートを実施し広報紙により啓発する等の活動を通じて、インターネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進するよう努める。

3 早期発見・早期対応

(1) 早期発見の取組

①インターネット上のいじめの芽に気づく努力

インターネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。従って、現実での人間関係をしっかり把握することがインターネット上のいじめの発見にもつながる。このため、トラブルに巻き込まれた児童生徒が見せる小さな変化やサインを見逃さず、児童生徒の心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽を見逃さないようする。

②インターネット上のいじめについての相談体制の整備

インターネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであるため、被害を受けている本人が気づかないところで進行する場合もある。このため、各学校においては、インターネットを利用している児童生徒が、自分自身もしくは身近な友達へのインターネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておく。

また、教育委員会や各種機関における相談窓口や、県教育センター、置賜教育事務所の相談ダイヤル等の周知に努める。

③その他

児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。

パスワード付きサイトやSNS、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。このため校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

(2) 早期対応の取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局に協力を求める。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに米

沢警察署に通報し、適切な援助を求める。

第4章 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒の対応

1 発達障がいを含む障がいのある児童生徒

発達障がいを含む障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導および必要な支援を行うことが必要である。

特に障がいの特性から、自分がいじめられていると認識できない児童生徒もいることから、いじめの定義にとらわれず、適切な指導が必要になる場合がある。また、発達障がいの児童生徒が、相手の迷惑になることがわからなかったり、興味を引くために極端な行為を行ったりすることから、加害者になる可能性があることも忘れてはならない。

指導の際の、教職員の何気ない言動が、当該児童生徒にとって予想以上に強いストレスを感じる言動として受け取られる場合もある。その児童生徒の障がいを理解し、適切な対応を学び、指導のあり方について教職員全体で共通理解を深める場の設定も考慮していく。

2 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の違いから学校での学びにおいて困難を抱える場合が多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行っていく。

当該児童生徒に対する支援を行うにあたっては、教師を初めとする大人が、当該児童生徒を理解し尊重することが大切である。さらに、当該児童生徒の課題を集団全体の課題として共有させることにより、周囲の児童生徒が当該児童生徒に対する興味関心を持つ姿勢につなげ、集団として多くのことを学ぶきっかけとすることも大切な視点である。

3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

常日頃から生徒理解の視点を大切にし、様々な資料等（例：「性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）：文部科学省」など）から正しい知識を習得したり、積極的に研修会等で情報収集したりすることにより、教師自ら正しい理解をすることが大切である。

4 被災児童生徒

東日本大震災により被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

本市においては、震災当時から多くの児童生徒が避難しており、学校において適切な支援が行われてきた。月日の経過とともに、被災児童生徒は減少しているが、それぞれの課題や状況を踏まえ、被災児童生徒に寄り添いながら支援を行う必要がある。また、放射能や原発に対する正しい知識を児童生徒や保護者に対して伝えることにより、理解を促していくことが大切である。

第5章 重大事態への対応

1 基本的な対応の構造

- (1) 校長は重大事態が発生した際は、直ちに教育委員会を通じて市長に報告する。また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに米沢警察署に通報する。
- (2) 教育委員会又は学校は、重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。この調査を行う主体や調査組織については、教育委員会において判断する。
- (3) 教育委員会又は学校は、上記(2)の調査を行うにあたっては、第三者の参画を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- (4) 教育委員会又は学校は、当該児童生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 教育委員会は、学校が上記(2)の調査を行う場合には、必要な指導及び支援を行う。

<重大事態への対応の基本的な姿勢>

- いじめがあったのではないかとこの姿勢で事実に向き合う。
- 児童生徒・保護者を含め学校全体の問題であると認識し、予断を許さず客観的な事実関係の詳細を明確にする姿勢を持つ。
- 調査は迅速かつ計画的に行う。
- 児童生徒及び保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。
- 児童生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

2 教育委員会または学校による対応

(1) 重大事態の発生と調査

①重大事態に該当する状況

ア いじめにより、当該児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると

認めるとき。

イ いじめにより、当該児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については年間30日を目安とする。ただし、30日に達していない場合でも、いじめが関係することが考えられ、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に対応する。

＜「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると考えられるケース＞

- 児童生徒が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより転学を余儀なくされた場合 等

ウ 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒または保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性が高いことから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできないことに留意する。

エ 上記ア～ウ以外の事案について、各学校が重大事態として対処する必要があると判断したものの。

②重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。教育委員会及び学校は、当該重大事態に係る対応についての経過も同様に報告するものとする。また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに米沢警察署に通報する。

③調査の趣旨及び調査主体

法28条に規定する調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。調査の主体は、学校が主体となっていく場合と教育委員会が主体となっていく場合が考えられるが、学校主体の調査では重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行う。

④調査を行うための組織

発生した事案が重大事態であると判断した場合は、速やかに専門委員会が調査を行う。また、学校が調査の主体となる場合、既存のいじめの防止等の対策のための組織等を母体として、適切な専門家を加えて調査を実施する。

⑤事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、だれから行われ、どのような内容であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にし、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

(2) 調査結果の提供および報告

①いじめを受けた児童生徒、その保護者に対する適切な情報提供の責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法で経過報告を行う。

②調査結果の報告

調査結果は教育委員会を通じて市長に報告する。また、調査の報告にあたっては、可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するものとなるよう配慮する。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置

(1) 再調査

各学校から重大事態に係る調査結果の報告を受けた場合、市長が必要があると認めるときは、再調査委員会が再調査を行うことができる。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限および責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行った場合、市長はその結果を議会に報告しなければならない。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じて決定するとともに、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保するなど適切な措置を講ずる。

第6章 点検・評価と不断の見直し

1 教育委員会が行う点検・評価

教育委員会においては、年度末に行われる児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査及び毎学期末における定期調査の結果を分析・考察し、当該年度におけるいじめの認知件数、解消状況、いじめの態様等から、いじめの防止等に関する必要な指導・支援を行う。

なお、重大事態やインターネット上のいじめ等については、速やかに詳細を把握し、分析と考察を行うとともに以降の取組に資するものとする。

2 学校における点検・評価

学校評価においていじめ問題を取り扱う場合は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめへの対処方針や指導計画が明確になっているか、情報が共有され組織的に迅速に対応する体制が整備されているかなどの観点から評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むことを重視する。人事評価においていじめ問題に関する目標設定をする場合は、児童生徒理解の取組や問題発生時の組織的な対応をしているかなどについて評価する。

3 市基本方針の見直し

市は法の施行状況や国、県の基本方針の変更等を勘案し、市基本方針の総点検を行い、必要があると認められたときは、その結果に基づいて措置を講じる。